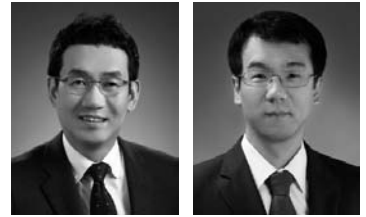


特集 《不正競争防止法》

韓国での営業秘密保護における 秘密管理性の判断基準に対する検討

— 議政府地方法院 2016 年 9 月 27 日言渡 2016 ノ 1670 判決を
中心に —



弁護士 韓 相郁^{*}, 弁護士 李 錫熙^{*}

要 約

韓国では、2015年の不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律（以下「不正競争防止法」）の改正により、営業秘密の認定要件である「相当な努力によって秘密として保持されること」という基準が「合理的な努力によって秘密として保持されること」という基準に変更された。これは、中小企業の営業秘密保護を強化する趣旨でなされたものと紹介されている。

しかしながら、すでに過去の「相当性」の基準の下でも、事案ごとに個別的な事情を考慮した裁判所の判断もあったという点で、「相当性」と「合理性」は区別されない、もしくは区別する必要がないという趣旨の主張が提起されてもいる。

しかし、秘密管理性の基準を緩和し、営業秘密保有者の保護を強化するという立法趣旨を考慮して、合理性の基準はより積極的に解釈されるべきであるとみられる。実際に最近言い渡された下級審の判決では、これまでの客観的管理措置の他にも、多様な合理的な努力の判断基準を提示した。今後、合理的な努力の認定基準と要素に関する研究と判例が蓄積されることを期待する。

目次

- I. 序論
- II. 不正競争防止法上の営業秘密の成立要件の概観
 - 1. 概要
 - 2. 非公知性
 - 3. 経済的有用性
 - 4. 秘密管理性
- III. 秘密管理努力の判断基準
 - 1. 不正競争防止法の改正
 - 2. 「相当な努力」の規定の下での秘密管理性の判断
 - 3. 「合理的な努力」の規定による秘密管理性の判断基準
- IV. 結論

I. 序論

企業間の競争過程において、営業秘密の流出ないし侵害をめぐる紛争が多様な形態で発生している。特に、過去に比べて職員の転職が増加しているため、企業の重要な情報または資料を知得した勤労者が他の企業、特に競合会社に転職し、従前と同種の業務につくことになる場合、業務の過程で以前在職していた企業の営業秘密が漏洩または使用される可能性が相当にある。

一方、営業秘密に係る法的紛争が増加しているにもかかわらず、韓国では実務上、結果的に営業秘密保有者が法によって営業秘密の保護を受け、侵害者が処罰ないし責任を負う比率は相対的に低いといえる。例えば、韓国大検察庁の統計を見れば、起訴率（求略式起訴を含む）は2014年に16.1%、2015年に20.1%に過ぎず、立件される被疑者の約80%が不起訴処理されている。裁判所でも、営業秘密に該当しないという理由で被害者が保護を受けられなかったり、被告人に無罪が言い渡される事件も相当にある。

上記のように韓国における営業秘密事件で不起訴率と無罪率または営業秘密性が否定される比率が高いのには様々な原因があり得るが⁽¹⁾、重要な原因は、不正競争防止法により営業秘密として保護されるための要件を充足するのが難しいことである。特にそのうち、いわゆる「秘密管理性」の要件の場合、客観的な秘密

本論文は、韓国延世大学校グローバルビジネスと法センター発刊「Yonsei Global Business Law Review」第8巻第2号（2016年12月）に李錫熙が発表した同一タイトルの論文を、全体的にその分量を減らし、修正、補完したものである。

^{*} 金・張法律事務所

保護措置の重要性が強調されてきたため、資金事情の良くない中小企業や個人企業では客観的な秘密保護措置を取ることができず、営業秘密侵害の被害を被った後も法的に保護を受けることができない場合がよく発生した⁽²⁾。

このように、韓国で、営業秘密の保護のための要件のうち、紛争で最も多く争われ、また、企業管理及び運営実務においても留意しなければならない要件が、ほかならぬ秘密管理性の要件である。以下では秘密管理性の判断に関する韓国法の態度と、韓国の裁判所の判断基準の傾向について述べ、営業秘密の法的保護を合理的に強化するための秘密管理性の判断基準についてみてゆく。

II. 不正競争防止法上の営業秘密の成立要件の概観

1. 概要

1991年12月31日付の不正競争防止法（法律第4478号）の改正により、韓国法に営業秘密侵害行為に対する規制が明示的に導入された。初めて導入された上記1991年の不正競争防止法では、営業秘密とは、「公然と知られておらず、独立した経済的価値を持つものとして、相当な努力により秘密として保持された生産方法・販売方法その他営業活動に有用な技術上または経営上の情報」と定義された（第2条第2号）。

不正競争防止法は1998年12月31日付の改正により、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律（法律第5621号）へと名称が変更され、2015年1月28日付の改正法（法律第13081号）により上記法第2条第2号の定義規定に変化（「相当な努力」を「合理的な努力」に変更）があったものの、(1)非公知性、(2)経済的有用性、(3)秘密管理性の三つの要件で成立可否を判断する基本構造は依然として同じである⁽³⁾。

2. 非公知性

営業秘密は、その情報が「知られていないことにより保有者が享受できる独占的価値」を保護することを本質とするものであるため、当然、一般に知られていないという非公知性ないし秘密性が必然的に求められる。韓国大法院はこれについて、「その情報が刊行物等の媒体に掲載されるなど不特定多数人に知られていないため、保有者を介さずにはその情報を通常入手できないことをいい、保有者が秘密として管理している

としても、当該情報の内容がすでに一般的に知られている場合には、営業秘密とはいえない」と非公知性を定義している⁽⁴⁾。

3. 経済的有用性

営業秘密は、独立した経済的価値を持っていなければならない、これは、その情報の保有者がその情報の使用を通じて競争者に対し競争上の利益を得ることができたり、またはその情報の取得や開発のために相当な費用や労力が必要であるということの意味する⁽⁵⁾。

経済的有用性は、上記のように営業秘密保有者の観点から判断されなければならない。韓国大法院も「情報が、すぐに営業活動に利用できる程度の完成された段階に至っていないなかったり、実際に第三者に何ら助けになったこともない、または誰でも試作品さえあれば実験を通じて得ることができる情報であるとしても、上記情報を営業秘密とみるうえで障害になるわけではない」と判断している⁽⁶⁾。

4. 秘密管理性

営業秘密は無形の情報であり、動産のように占有によって営業秘密保有者を明確にすることが不可能で、また、秘密であるため特許権のように公示することもできない⁽⁷⁾。また、その情報の保有形態も非常に多様であり、様々な情報と混在して出所が明確でなくなる可能性も相当にある。したがって、営業秘密については保護される情報と保護されない情報を区別するための一種の客観的基準を設けておかなければ、経済活動の安定性が阻害される可能性が非常に大きい⁽⁸⁾。

これに関して、法は、営業秘密の保有者が今後保護を受けるための一種の自己救済努力として、秘密管理努力を通じて、営業秘密として保護を受けようとする情報が他の情報と混在しないように管理することを要件として定めている⁽⁹⁾。韓国大法院は、「相当な努力により秘密として保持される」とは、その情報が秘密であることを認識できる表示または告知をし、その情報にアクセスできる対象者やアクセス方法を制限したり、またはその情報にアクセスした者に秘密保持義務を課すなど、客観的にその情報が秘密として維持・管理されているという事実が認識可能な状態であることをいうとし⁽¹⁰⁾、営業秘密保有者の秘密管理意思だけでは足りず、秘密性を保持するための客観的な措置を取ることを求めている。

問題は、どのような措置を取れば秘密管理性の要件を充足すると認められるのかに関する一義的または客観的な基準を定義することが非常に難しいという点にある。結局、秘密管理性の基準は、個別の事案ごとに具体的に判断するしかないという点で、法的安定性の側面では常に多少の不安があるのが現実である。また、その結果、上述のとおり法的紛争で本要件の充足がよく争われ、営業秘密保有者が保護されない結果が頻繁に発生するのである。

Ⅲ. 秘密管理努力の判断基準

1. 不正競争防止法の改正

2015年1月28日付の不正競争防止法の改正を通じて、従来「相当な努力により秘密として保持」となっていた法条文が、「合理的な努力により秘密として保持」された情報を保護するものと改正された。この改正は、とりわけ資金事情の良くない中小企業が営業秘密保護のための十分なシステムを具備できず、従前の不正競争防止法の「相当な努力」の基準を充足していないという理由で、営業秘密として保護されない事例が発生しているという点を考慮して、秘密保持に必要な「相当な努力」を「合理的な努力」に緩和し、中小企業の営業秘密保護を強化するための趣旨でなされたものである⁽¹¹⁾。

一方、韓国では2017年2月現在、不正競争防止法の追加改正案（政府案）も国会に提出されている⁽¹²⁾。この改正案では、秘密管理性の要件から「合理的な努力により」という文言も削除し、「秘密として保持された」という表現だけを残している。その趣旨については、「企業の営業秘密保護を強化するために、保護の対象となる営業秘密の要件を緩和したもの」としている。

2. 「相当な努力」の規定の下での秘密管理性の判断

「相当な努力により秘密として保持される」とは、その情報が秘密であることを認識できる表示または告知をし、その情報にアクセスできる対象者やアクセス方法を制限し、またはその情報にアクセスした者に秘密遵守義務を課すなど客観的にその情報が秘密として維持・管理されているという事実が認識可能な状態であることをいう⁽¹³⁾。

相当な努力を認められるための客観的な秘密管理措

置は非常に多様な形態でなされ、実際の紛争事案においても、裁判所は当事者の主張、立証をもとに様々な要素を総合して判断している。

また、秘密管理性の判断は、会社の規模や当該情報の重要性等に照らして相対的に判断される。韓国大法院も基本的にこのような相対的判断の原則を取り、「被害者会社の規模や従業員数、本件情報の性格と重要性など被害者会社の置かれた具体的な状況の下で、被害者会社は特許登録された乳酸菌二重コーティング技術とは別個のものとして特定・区別される本件情報に対し、秘密であることを認識できる表示または告知をし、その情報にアクセスできる対象者やアクセス方法を制限し、その情報にアクセスした者に秘密遵守義務を課すなど、被害者会社なりの合理的な努力をすることにより、客観的にその情報が秘密として維持・管理されているという事実が認識可能な状態にあったことが分かるため、本件情報は被害者会社の相当な努力により秘密として保持された営業秘密に該当する」とし⁽¹⁴⁾、企業の規模等の事情を考慮して相当な努力があったかどうかを判断した⁽¹⁵⁾。

3. 「合理的な努力」の規定による秘密管理性の判断基準

2015年の改正後の「合理的な努力」の基準、特に従前の「相当な努力」規定による基準との具体的、客観的な差について明らかにした大法院判例はまだ確認できない。しかし、最近、韓国の下級審裁判所で「相当な努力」と「合理的な努力」の基準の差を直接的に扱い、当該事案で認められた事実関係をその基準によって検討した、非常に興味深い判例が確認されたため、これを紹介する。

議政府地方法院2016年9月27日言渡2016ノ1670判決は、第1審判決（議政府地方法院高陽支院2016年6月17日言渡2015ゴ正1353判決）を破棄するにあたって、改正不正競争防止法の「合理的な努力」の判断基準について、従前の「相当な努力」の判断基準との具体的な差に言及した。

上記事案で、被害者会社は旅行専門業者であり、被告人は被害者会社の理事を務めていた者であった。被告人は、被害者会社に在職中であった2014年12月頃に、自身の業務用パソコンに保存されていた被害者会社の営業秘密である顧客情報ファイルを、退社前に移動式メモリーディスクに移す方法でこれを取得し、そ

その後 2014 年 12 月 31 日に被害者会社を退社し、上記顧客情報ファイルをそのまま持ち出した。被告人はその後、2015 年 3 月 26 日頃、顧客案内文を作成し、上記顧客情報ファイルに記載されている被害者会社の取引先など 1,400 人にメールと団体文字メッセージ等を送付した。これに対し検察は、被告人を不正競争防止法違反の疑いで起訴して裁判が行われ、弁論では、上記顧客情報ファイルが営業秘密として秘密管理性の要件を充足しているかどうか为核心争点として争われた。

第 1 審裁判所である議政府地方法院高陽支院は、「被害者会社は長年にわたり蓄積された顧客情報を別途のデータとして管理し、全職員にこれを共有させただけで、職員のうち被告人にのみ情報へのアクセス権限を付与し、または秘密遵守義務を課しておらず、本件顧客情報に秘密であることを表示し、または職員にこれが秘密であることを告知したこともなかった点、本件顧客情報のうち相当部分は被告人が営業活動をする中で得て登録または修正したもので、登録や修正に特別な制限を受けることもなかった点に照らしてみると、被害者会社が本件顧客情報を秘密として保持するために相当な努力をしたとみるのは難しく、2015 年 1 月 28 日付の不正競争防止法の改正により、営業秘密の構成要素が相当な努力から合理的な努力に変更されたが(相当な努力 → 合理的な努力)、相当な努力と合理的な努力は同一に解釈しなければならないので(相当な努力=合理的な努力)、被害者会社が本件顧客情報を秘密として保持するために合理的な努力をしたとみるのは難しい」と判示し、被告人に対し無罪を言い渡した。

しかし、控訴審である議政府地方法院は、上記判決と異なり、「相当な努力」と「合理的な努力」は基準を異にするが、事案の事実関係に照らして合理的な努力の基準を充足しているとみて、第 1 審判決を破棄し、被告人に有罪を言い渡した。

議政府地方法院は「改正前の法律は、営業秘密として認められるためには、秘密として保持するために「相当な努力」をすることを求めており、その結果、資金事情の良くない中小企業の中には、技術開発にのみ重点を置き、営業秘密保護のための十分なシステムが構築できていないことから、「秘密管理性」を認められない事例が多く発生するようになった。そのため、国会では 2015 年 1 月 28 日に不正競争防止法を改正し、営業秘密として認められるための要件の一つである秘

密保持に必要な「相当な努力」を「合理的な努力」に緩和して、中小企業が置かれた現実的な環境を考慮できるようにしたのである」とし、改正法の立法趣旨に照らして、「合理的な努力」は従前の「相当な努力」に比べて緩和された基準であることを明確にした。

議政府地方法院は、従前の「相当な努力」の基準について、「その情報が秘密であることを認識できる表示または告知をし、その情報にアクセスできる対象者やそのアクセス方法を制限し、または、その情報にアクセスした者に秘密遵守義務を課すなど客観的にその情報が秘密として維持・管理されているという事実が認識可能な状態を意味する」という既存の判例の法理を紹介し、これを「アクセス制限」及び「客観的認識の可能性」の要素に大別して分析した(相当な努力=アクセス制限+客観的認識の可能性)。また、上記「両要素は、独立的、個別的ではなく相互補完的に審査される」ものであるとし、「①物理的、技術的管理、②人的、法的管理、③組織的管理」がなされたかどうかを「相当な努力」の具体的な審査基準として分析した。さらに、一部判決で「企業の規模、従業員の数等」についても考慮があった点に言及し、これを「副次的要素」として整理した。

議政府地方法院は、不正競争防止法の「改正経緯」に照らして、秘密として保持するための「合理的な努力」をしたかどうかは、当該情報に対するアクセスを制限する等の措置を通じて、客観的に情報が秘密として保持・管理されているという事実が認識可能な状態が維持されているかどうか(合理的な努力=アクセス制限+客観的な認識可能性)を、当該情報に対する①物理的、技術的管理、②人的、法的管理、③組織的管理がなされたかどうかにより判断するものの、各措置が「合理的」であったかどうかは、「営業秘密保有企業の規模、当該情報の性質と価値、当該情報に日常的なアクセスを許容しなければならない営業上の必要性が存在するかどうか、営業秘密保有者と侵害者の間の信頼関係の程度これに関連し、過去に営業秘密を侵害された前歴があるかどうか等を総合的に考慮して判断しなければならない」とした。

議政府地方法院は、このような判断基準により、(1)被害者会社は行事に関する情報及び行事が開かれる地域の旅行情報については一般人のアクセスを許容したが、顧客情報は別途管理し会社の職員にのみアクセスを許容した点(合理的区分)、(2)被害者会社はネイ

バー住所録で作成された情報は法人アカウントで管理し、グーグルスプレッドシートで作成された情報は一般人のアクセスを遮断した点（技術的管理）、(3)ネイバーのアカウントとグーグルのアカウントは、いずれも被害者会社の代表である告訴人が管理していた点（組織的管理）など、従来基本的判断基準であった客観的措置の他にも、(4)被害者会社は職員4人、年間売上高2億ウォン程度に過ぎない小規模会社で、被告人が勤務していた当時、被害者会社の職員は被告人を除いて全員が代表者とその家族で構成されていた点、(5)上記顧客情報には顧客の氏名、携帯電話番号などセンシティブな個人情報が含まれており、これをむやみに流出した場合、取引中断を招く可能性があることはもちろん、民事・刑事上の責任が問われる素地があり、上記顧客情報の作成に参加した被告人は、そのような事情を十分に認識することができた点、(6)被告人と告訴人は知り合って25年程度になり、被告人の被害者会社での勤務期間が10年を超え、被告人と告訴人の間に相当な信頼関係が形成されていたとみるのが相当である点、(7)被害者会社が被告人をはじめとする会社の職員らに、本件顧客情報に対する常時アクセスを許容したのは事実であるが、これは本件顧客情報が他の職員らの業務とも密接に関連しているだけでなく、持続的なアップデートが必要であったためであった点、(8)被告人が退社した直後に、被害者会社は本件顧客情報に対する被告人のアクセスを遮断したが、被告人はこれを予想して退社直前に本件客情報をダウンロードしておいたため、被害者会社が営業秘密の流出を防止できなかった点、(9)被害者会社は本件が発生するまでは営業秘密を侵害されることがなかった点など、従来副次的に考慮されていたその他事情を積極的に考慮して、上記事案において被害者会社は顧客情報を秘密として保持するための「合理的な努力」をしたため、顧客情報ファイルは不正競争防止法上、保護される営業秘密に該当すると判断した。

従来、秘密管理性の判断基準に関する議論は、主に客観的措置を基準に展開されてきた。このような客観的措置を基準とする秘密管理性の判断方式では、相当性と合理性の基準を区分することが不可能である。特定の客観的措置項目の数字や比率を基準に、一定水準以上は合理性、さらに高い水準は相当性に該当するといった議論は何の意味もなく、法の趣旨にも合わないためである。

結局、合理性の基準は、秘密管理のために必要な客観的措置が個別の事案においてどれだけ合理的に取られたとみられるかが基準とならなければならない、具体的には各企業の事情、問題となった営業秘密情報の重要性及びそれに対する侵害者の認識の可能性、営業秘密保有者と侵害者の関係、侵害者の地位と侵害の経緯、営業秘密が関係する業務の形態等の主観的要素ないし情況的要素を考慮して判断されなければならない。このような点で、上記の議政府地方法院が客観的措置に対する判断に多様な情況的、主観的要素を必須的に考慮して「合理性」があるかどうかを判断したのは非常に妥当な判断であるとみられる。

さらに、従来、秘密管理性の判断過程でよく看過されてきた要素の一つとして、「侵害者が当該情報が営業秘密として管理されていた点を知っていたか」という主観的要素が必ず考慮されなければならない。問題となった営業秘密情報が当該企業で重要な意味を持って秘密として管理されてきたという事実を侵害者自らがよく知っている場合、さらにその侵害者が当該企業で営業秘密の秘密性を管理すべき地位にあった者である場合（例えば、研究所長）にも、営業秘密訴訟において侵害者が秘密管理性を弾劾し、営業秘密保有者の秘密管理のための客観的措置が不十分であったことを主張するのを見ることができる。このように、侵害者が当該情報の非公知性と経済的有用性をよく知っており、その非公知性を破った当事者であるにもかかわらず、事後的に客観的な秘密管理性の措置が不十分であったことを理由に営業秘密性を否定する主張を提起し、営業秘密として認められないという結果は、実に不当である。

IV. 結論

知的財産として、営業秘密は日増しにその重要性を増しており、主要国家では企業の営業秘密保護を強化するための立法と制度改善を持続的に推進している⁽¹⁶⁾。韓国も、国家的には主要な先進技術の保有国として、技術流出を抑制する必要性はもちろん、企業活動の創意性を図り、健全な取引秩序を確立する意味でも、営業秘密保護の強化が切実である。特に、多数の中小企業は重要な情報を保有しつつも資金力とセキュリティー人員の不足等により、完ぺきなセキュリティーシステムを整えることができない。これら企業を保護し、安定的な成長を図るためにも、営業秘密保

護システムの強化が必要である。

これに関連し、不正競争防止法が秘密管理性の基準を「合理的な努力」に改正し、裁判所も各企業の事情と事案の特性を積極的に考慮して秘密管理性をより広く認める傾向をみせている点は、非常に歓迎すべき措置であるといえよう。もちろん、「合理的な努力」の下で考慮する要素が多くなることから、法的安定性が落ちるといった懸念も予想される。しかし、企業の現実を理解し、保護を強化するという観点で「合理的な努力」を解釈する方式は、そのような法的安定性の阻害に対する憂慮を十分に克服し、建設的な結果を導出できるものと考えている。今後、多様な事例において秘密管理に関する「合理的な努力」の判断要素が検討され、客観的な基準も確立されてゆくことを期待する。

(参考文献)

- 1) ユン・ソニ・金ジョン, 「営業秘密保護法」, (2012)。
- 2) 特許庁産業財産保護チーム, 「必ず知っておくべき営業秘密の核心判例 (第1版)」 (2012)。
- 3) 黄ウィチャン・黄グァンヨン, 「不正競争防止及び営業秘密保護法」, (第6版, 2011)

注

- (1) 筆者が実務上、営業秘密侵害の被害者であるとして相談を受けた顧客ないし面談相手の相当数は、具体的な営業秘密流出や侵害を訴えるより、単純に他の企業や個人が不当に競争業務を行うことを営業秘密侵害であると訴える場合があった。このような事案は、具体的な営業秘密の侵害が疑われたり推定されるもののその証拠を確保できなかつたり、営業秘

密の保護要件を備えていない事案とは法的に多少異なる評価をせざるを得ないと考え。捜査機関に個人が直接告訴を提起する事件には一部このような事件が含まれているものとみられ、これもまた、検察の不起訴(嫌疑なし)処分の比率が高い原因の一つであるものと推定される。

- (2) 特許庁産業財産保護チーム発行「必ず知っておくべき営業秘密核心判例 (第1版)」に収録された特許庁役務事業、法務法人カンホの研究結果
- (3) 2015年の改正法については、以下の該当部分で別途みてゆく。
- (4) 大法院 2004年9月23日言渡 2002ダ60610判決
- (5) 大法院 2009年10月29日言渡 2007ド6772判決
- (6) 大法院 2008年2月15日言渡 2005ド6223判決
- (7) 黄ウィチャン・黄グァンヨン, 「不正競争防止及び営業秘密保護法」, (第6版, 2011), 202頁
- (8) 尹ソニ・金ジョン, 「営業秘密保護法」, (2012), 82; 83頁。黄ウィチャン・黄グァンヨン, 前掲書 202頁
- (9) 尹ソニ・金ジョン, 前掲書 83頁
- (10) 大法院 2008年7月10日言渡 2008ド3435判決等
- (11) 法制処提供の改正理由
- (12) 議案番号第2005155号
- (13) 大法院 2008年7月10日言渡 2008ドウ3435判決等
- (14) 大法院 2012年6月28日言渡 2012ド3317判決
- (15) ソウル中央地方法院 2007年12月27日言渡 2007ゴ合381判決でも、被害者会社が中小企業であった点を考慮して、大企業と比べて相対的に不十分な管理措置であったにもかかわらず、秘密管理性を認めた。
- (16) 日本は、2015年の不正競争防止法改正により、営業秘密転得者の処罰範囲の拡大、未遂処罰規定の導入、営業秘密侵害品の譲渡規制等の保護を強化しており、米国も UTSA の他に、2016年、連邦法により Defense Trade Secret Act を導入し、営業秘密保護を強化している。

(原稿受領 2017. 7. 7)